

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年12月18日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局

飯田国道事務所長 中平 浩文

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 20

1 調達内容

(1) 品目分類番号 15, 29

(2) 調達件名及び数量

平成30年度 飯田国道電気通信施設保守業
務（電子調達システム対象案件）

(3) 調達案件の仕様等 入札説明書等による。

(4) 履行期間

平成30年4月1日から

平成31年3月31日まで

(5) 履行場所 入札説明書等による。

(6) 入札方法

落札決定は、総合評価方式をもって行うので、総合評価のための性能・機能・技術能力

等に関する書類を提出すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札回数は原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(7) 電子調達システム（G E P S）の利用

本件は、競争参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）の提出、入札を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件である。

なお、電子調達システム（G E P S）の環境設定については、3（1）のURLより行うこと。

また、電子調達システム（G E P S）によりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式に換えることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の認定を受け、A、B、C又はD等級に格付けされた者であること。

(3) 競争参加資格の申請の時期及び場所

「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

(4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再

生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続を行った者を除く。）でないこと。

- (5) 申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 本業務に事業協同組合として申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出することはできない。
- (8) 入札説明書を3(3)の交付方法により直接入手した者であること。
- (9) 平成14年度以降に、以下の(ア)に示す機関等が発注した(イ)に示す設備に係わる保守又は点検業務、製造を完了した履行実績があること（再委託を受けての履行実績を含む）。

なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績をもって、これに代えることができる。

(ア) 発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。

- ① 国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）
- ② 地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関、第6号に規定する指定地方公共機関）
- ③ 地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人そ

の他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの)

④ 上記①から③の機関が発注した業務の場合は再委託でもよい

⑤ 民間企業発注の保守又は点検業務の履行実績（受注者としての実績に限る）

(イ) 対象設備は、次の①から⑭までのいずれかとする。

① 多重無線設備

② 端局設備

③ 遠方監視設備

④ 交換設備

⑤ 長距離（30km以上）用光伝送設備

⑥ 移動体通信設備

⑦ 模写電送装置

⑧ 衛星通信設備

⑨ ネットワーク設備

⑩ 高圧受変電設備

⑪ 非常用（又は「自家用」）発電設備

（10kVA以上）

⑫ 防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）

⑬ 道路情報表示設備又はトンネル非常警報設備

⑭ C C T V 設備

(10) 本業務の配置予定管理技術者は、申請書及び資料等の提出期限の時点で、次の①から⑥のいずれか一つの条件及び、契約締結時点で⑦及び⑧、次項(11)から(14)の条件を満たす者であること。

なお、①から④及び⑥における業務経験は、国土交通省が定める「電気通信施設点検基準（案）」に示すいずれかの設備についての保守又は点検業務、製造の実績とする（再委託の実績を含む）。また、建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績をもってこれに代えることができる。

① 学校教育法による大学、短期大学又は高

等専門学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者であること。

② 専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士もしくは高度専門士と称する者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者であること。

③ 学校教育法による高等学校、専修学校もしくはこれに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めたもので、卒業後5年以上の業務経験を有する者であること。

④ 上記①、②及び③以外の者で、7年以上の業務経験を有する者であること

⑤ 以下のいずれかの資格を有する者。

- ・ 技術士(総合技術監理部門(選択科目を「電気電子」とするものに限る))

- ・ 技術士(電気電子部門)
 - ・ 一級または二級電気工事施工管理技士
 - ・ 第一種電気工事士
- ⑥ 以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が3年以上あること。
- ・ 第一種、第二種、第三種電気主任技術者
 - ・ 第二種電気工事士
 - ・ 第一級、第二級総合無線通信士
 - ・ 第一級、第二級陸上無線技術士
 - ・ 第一級陸上特殊無線技士
- ⑦ 通常の勤務時間において4時間以内に履行場所(飯田国道事務所)に到着できる場所を主たる勤務地としていること。
- ⑧ 配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。
- なお、兼務する場合は、契約締結時点の手持ち業務量(電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。)が、2億円未満かつ5件以下

であること（本業務を含み、契約済み及び特定後未契約のものを含む。ただし、複数年契約の業務については、平成30年度の年割り額とする）。

(11) 配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

(12) 本業務の管理技術者が他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始までに、兼務しようとする業務の概要を発注者に届出なければならない。

また、管理技術者の手持ち業務量は、本業務の契約締結日から履行期間中に上記(10)⑧の条件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の(a)～(c)までの全ての要件を満

たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

(a) 当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績）を有する者。

(b) 当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等）を有する者。

(c) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

(13) 配置予定管理技術者は、入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(14) 「業務実施方針」について、すべての項目の提案が提出されており、かつ、1項目でも不適切な提案がないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL、入札書の提出

場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

電子調達システム

<https://www.geps.go.jp>

〒395-0024

長野県飯田市東栄町3350

国土交通省中部地方整備局

飯田国道事務所経理課 契約担当

電話 0265-53-7201 内線220

- (2) 紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記(1)の問い合わせ先に同じ。

- (3) 入札説明書の交付場所及び交付方法

電子調達システムにより交付する（「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」をチェックしなかった場合、質問回答等で資料追加した際に、更新通知が届かなくなるため、注意すること。）。

但し、やむを得ない事由により、電子調達システムによる入手が出来ない場合は、交

付若しくは託送（着払い）を行うので、3

(1) 問い合わせ先まで連絡し、指示に従うこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の受領期限

平成30年1月29日16時00分

(5) 電子調達システム及び紙入札方式による入札書の受領期限

平成30年2月19日16時00分

(6) 開札の日時及び場所

平成30年2月26日11時30分

国土交通省中部地方整備局

飯田国道事務所 入札室

4 その他

(1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① 電子調達システムにより参加を希望する者は、上記3(4)の受領期限までに入札書

類データ（申請書等）を上記 3（1）に示す URL に提出しなければならない。

また、上記 2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、落札決定において当該資格の認定を受けていない場合は、本案件に関する競争参加資格を取り消す。

- ② 紙入札方式により参加を希望する者は、上記 3（4）の受領期限までに必要な申請書等を上記 3（2）に示す場所に提出しなければならない。

また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において申請書等の内容に関する分任支出負担行為担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

（4） 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者、入札の条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに電子調達シ

システムを利用するための電子認証を不正に使用した者の行った入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札者であり、かつ、入札説明書等で指定する性能・機能・技術能力等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしている入札者の中から、入札説明書において定める総合評価の方法に基づく計算を行い、得点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められると

きは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の方法による得点の最も高い者を落札者とするところがある。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 本入札に係る落札決定及び契約締結の条件は、平成30年度の予算が成立し、予算示達された場合とする。

(9) 詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Hirofumi Nakadaira
Director of Iida Office of National Highway, Chubu Regional Development Bureau.

(2) Classification of the products to be procured : 15, 29

(3) Nature and quantity of the services to be required : Telecommunication equipment maintenance

(4) Fulfillment period : From 1 April, 2018

through 31 March, 2019

- (5) Fulfillment place : As in the tender documentation
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
 - 1) not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
 - 2) have Grade A,B,C or D on “provision of services” in Kantou-Koushinetsu Area interms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency).
 - 3) not be the stated person under the commencement of reorganization proceedings or under the beginning of rehab-

ilitation proceedings (except for the person who has the procedure of reapplication under the notification of the competing participation qualification).

4) not be under suspension of nomination by Director-General of Chubu Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening.

5) not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

6) have proven to have actually fulfilled the service concerned or the service with performance similar to that of the service concerned.

(7) Time-limit for submission of application forms: 16:00 29 January 2018

(8) Time-limit for tender: 16:00 19 February 2018

(9) Contact point for the notice:

Staff, Contract Section, Accounting
Division, Iida Office National Highway,
Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport
and Tourism, 3350, Toeicho, Iida-Shi,
Nagano-Ken, 395-0024 Japan.

TEL 0265-53-7201 ex220

入 札 説 明 書

平成30年度 飯田国道電気通信施設保守業務

平成29年12月

国土交通省 中部地方整備局
飯 田 国 道 事 務 所

平成30年度 飯田国道電気通信施設保守業務
入札説明書

目 次

第1章	入札及び契約に関する事項	1
1	契約担当官等	1
2	調達内容	1
3	競争参加資格	1
4	入札書の提出場所、契約条項を示す場所 及び問い合わせ先等	4
5	競争参加資格の確認等	4
6	入札説明書等に対する質問	6
7	入札書の提出方法等	6
8	その他	8
別表1	本入札手続きに係る期間等	
第2章	業務の仕様及び総合評価に関する事項	10
1	業務の仕様	10
2	性能・機能・技術能力等に関する事項	10
3	特記仕様書等に関する照会先	10
別紙1	紙入札方式参加願	
別紙2	入札書（紙入札方式用）	
別紙3	委任状（紙入札方式用）	
別紙4	競争参加資格確認資料及び総合評価のための書類	作成要領
別紙5	総合評価基準	
様式-1	競争参加資格確認申請書	
様式-2	履行実績	
様式-3	配置予定管理技術者の業務経験、資格及び主たる勤務地等	
様式-4	配置予定管理技術者の手持ち業務量	
様式-5～11	総合評価のための書類	
別冊-1	平成30年度 飯田国道電気通信施設保守業務 特記仕様書	
別冊-2	契約書（案）	

入札説明書

飯田国道事務所の一般競争に係る入札公告（平成29年12月18日付け）に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第1章 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 飯田国道事務所長 中平 浩文

◎調達機関番号 020 所在地番号 20

2 調達内容

(1) 品目分類番号

15, 29

(2) 件名

平成30年度 飯田国道電気通信施設保守業務（電子調達システム対象案件）

(3) 業務内容

別冊「平成30年度 飯田国道電気通信施設保守業務 特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 履行場所

飯田国道事務所管内

(6) 入札方法

落札者の決定は、総合評価の方法をもって行うので、総合評価のための性能・機能・技術能力等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という）を提出すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札回数は原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。

(7) 電子調達システム（GEP S）の利用

① 本案件は、競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出及び入札を電子調達システム（GEP S）で行う対象案件である。なお、電子調達システムの環境設定については、7（2）のURLより行うこと。また、電子調達システム（GEP S）によりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札に変えることができる。

② 電子調達システム（GEP S）による場合は、電子認証を取得していること。

③ 電子調達システム（GEP S）によりがたい場合は、紙入札方式参加願（別紙1）を提出するものとする。

(8) 入札保証金及び契約保証金

免除

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成28・29・30年度の一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の関東・甲信越地域の認定を受け、A、B、C又はD等級に格付けされた者であること。

なお、競争参加資格を有しない者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

国土交通省中部地方整備局総務部 契約課

調査係 電話 052-953-8138 内線2521

- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く)でないこと。
- (4) 申請書等の受領期限から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 本業務に事業協同組合として申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出することはできない。
- (7) 入札説明書を直接入手した者であること。
- (8) 平成14年度以降に以下の(ア)に示す機関が発注した、(イ)に示す設備に係わる保守又は点検業務、製造を完了した履行実績があること(再委託を受けての履行実績を含む)。

なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績をもってこれに代えることができる。

- (ア) 発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。

- ① 国の機関(事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む)
- ② 地方公共団体及び公共機関(災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関、第6号に規定する指定地方公共機関)
- ③ 地方公社(地方公共団体が地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づく地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているものをいう。)
- ④ 上記①から③の機関が発注した業務の場合は再委託でもよい。
- ⑤ 民間企業の発注の保守又は点検業務の履行実績(受注者としての実績に限る)

- (イ) 対象設備は次の①から⑬のいずれか1つの設備とする。

- ① 多重無線設備
- ② 端局設備
- ③ 遠方監視設備
- ④ 交換設備
- ⑤ 長距離(30km以上)用光伝送設備
- ⑥ 移動体通信設備
- ⑦ 模写伝送装置
- ⑧ 衛星通信設備
- ⑨ ネットワーク設備
- ⑩ 高圧受変電設備
- ⑪ 非常用(又は「自家用」)発電設備(10kVA以上)
- ⑫ 防災情報システム(防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの)
- ⑬ 道路情報表示設備又はトンネル非常警報設備

⑭ CCTV設備

(9) 本業務の配置予定管理技術者は申請書及び資料等の提出期限の時点で、次の①から⑥のいずれか一つの条件及び契約締結時点で⑦及び⑧、次項(10)から(13)の条件を満たす者であること。なお、①から④、⑥における業務経験は、国土交通省が定める「電気通信施設点検基準(案)」に示すいずれかの設備についての保守又は点検業務、製造の実績とする(再委託の実績を含む)。また、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績をもってこれに代えることができる。

① 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校若しくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者であること。

② 専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、「専門士」若しくは「高度専門士」と称する者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者であること。

③ 学校教育法による高等学校、専修学校若しくはこれに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後5年以上の業務経験を有する者であること。

④ 上記①、②及び③以外の者で、7年以上の業務経験を有する者であること。

⑤ 以下のいずれかの資格を有する者であること。(業務経験は不要)

(a) 技術士(総合技術監理部門(選択科目を「電気電子」とするものに限る))

(b) 技術士(電気電子部門)

(c) 一級、二級電気工事施工管理技士

(d) 第一種電気工事士

⑥ 以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が3年以上あること。(業務経験は、資格取得後でなくてもよい)

(a) 第一種、第二種、第三種電気主任技術者

(b) 第二種電気工事士

(c) 第一級、第二級総合無線通信士

(d) 第一級、第二級陸上無線技術士

(e) 第一級陸上特殊無線技士

⑦ 配置予定管理技術者は、通常の勤務時において4時間以内に履行場所(飯田国道事務所)に到着できる場所を主たる勤務地としていること。

⑧ 配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。

なお、兼務する場合は、契約締結時点の手持ち業務量(電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう)が、2億円未満かつ5件以下であること(本業務を含み、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む。ただし、複数年契約の業務については、平成30年度の年割額とする)。

(10) 配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たすものを管理技術者として特定するものとする。

(11) 本業務の管理技術者が他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始までに兼務しようとする業務の概要を届け出なければならない。

また、管理技術者の手持ち業務量は本業務の契約締結日から履行期間中に上記(9)⑧の条件を越えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の(a)~(c)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

(a) 当該管理技術者と同等の業務実績(入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績)を有する者。

(b) 当該管理技術者と同等の技術者資格(入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び業務経験等)を有する者。

(c) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理

技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

- (12) 配置予定管理技術者は、入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
(13) 「業務実施方針」について、全ての項目の提案が提出されており、かつ、1項目でも不適切な提案がないこと。

4 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒395-0024

長野県飯田市東栄町3350

国土交通省中部地方整備局

飯田国道事務所経理課 契約担当

電話 0265-53-7201 内線220 F A X 0265-53-7213

E-mail : cbr-keiikok@mlit.go.jp

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期間内に申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- (2) 申請書等の提出、期間、場所及び方法

- ① 競争参加資格確認申請書は様式-1により作成し、次の書類を添付して提出しなければならない。

- (a) 入札説明書 3(2)に定める競争参加資格を有することを証明する書類等

平成28・29・30年度の一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写しを添付すること。

一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書等受付票(インターネットによる申請の場合は、申請書登録完了仮受付票)を添付し、資格審査結果通知書が到着次第、資格審査結果通知書の写しを分任支出負担行為担当官へ提出すること。

なお、落札決定までに資格審査結果通知書の写しが提出されない場合は、当該者の行った入札は無効とする。

- (b) 入札説明書 3(8)に定める履行実績を記載した書類等

履行実績を記載した書面(様式-2)

- (c) 入札説明書 3(9)に定める配置予定管理技術者に関する書類

配置予定管理技術者の業務経験、資格及び主たる勤務地等に関する書類(様式-3)並びに配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する書面(様式-4)

- ② 提出期間：別表1に記載

- ③ 提出方法

- (a) 電子調達システム(GEPS)による場合の提出方法

- 電子調達システム(GEPS)証明書等提出画面の「添付資料」欄に①で作成した「申請書」及び「資料」を添付し提出する。
- 添付資料の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)、持参又は電子メール(電子メール送信容量は20MB以内とする。)で提出すること(締切日時必着)。
- 郵送、持参又は電子メールにより提出する場合は、電子調達システムとの分割は認めない。
- 郵送、持参又は電子メールにより提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子調達システムより、資料として送信すること。

1. 郵送・持参又は電子メールする旨の表示

- 2. 郵送・持参又は電子メールする書類の目録
- 3. 郵送・持参又は電子メールする書類のページ数
- 4. 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- ・ 送付先等
 - 上記4に示す問い合わせ先に送付すること。
- ・ 電子調達システム（G E P S）又は電子メールによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成することとする。
 - 一太郎 2011以下
 - Microsoft Word 2010以下
 - Microsoft Excel 2010以下
 - その他のアプリケーション PDFファイル Acrobat10以下
 - 画像ファイル JPEG形式又はGIF形式
 - 圧縮ファイル LZH形式、ZIP形式
 - ※上記以外の圧縮形式は認めない

(b) 紙入札方式による場合の提出方法

紙入札方式参加願（別紙1）とともに上記4の場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「書留郵便等」という。）すること。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期間の末日をもって行うものとし、参加資格の有無については別表1に記載する日時までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。
- (4) 上記（3）の参加資格「無」の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。なお、提出先については上記4とする。
- (5) 上記（4）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (6) その他
 - ① 提出された申請書等について分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
 - ② 申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ③ 分任支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は、当方の指示に従って行う場合を除き認めない。

6 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書及び添付の仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ① 提出期間：別表1に記載
 - ② 提出場所及び提出方法：上記4に示す問い合わせ先へ電子メール又はFAXにて提出すること。なお、送信後電話で必ず着信を確認すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、別表1に記載した日時までに電子調達システムの調達資料ダウンロード機能（電子調達システムが使用出来ない場合は、電子メール又はFAX）にて回答する。

7 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出期間：別表1に記載
- (2) 提出場所：電子調達システム（GEP S）を利用する場合は次のURLにて提出する。
電子調達システムのURL
<https://www.geps.go.jp/>
紙入札方式による場合は4の入札書の提出場所へ提出する。
- (3) 提出方法
 - ① 入札は、電子調達システム（GEP S）により提出すること。ただし、紙入札方式参加願を提出し紙入札方式による場合は、持参又は書留郵便等により提出することができる。
 - ② 紙入札方式により直接提出する場合は、別紙2により入札書を作成し、封かんのうえ、件名、あて名及び入札者の氏名を表記し、入札書の提出期間内に提出しなければならない。
 - ③ 紙入札方式により書留郵便等をもって提出する場合は、二重封筒とし、中封筒を上記②の直接提出する場合と同様に作成し、件名及び入札日時を記載し、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、上記4宛の親展で、入札書の提出期間内に到着するように送付しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - ④ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札の無効
 - ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書は無効とする。
 - ② 競争参加資格を申請中の場合であって、当該資格審査が落札決定までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。
- (5) 入札の延期等
入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (6) 代理人による入札
 - ① 紙入札方式により代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに代理委任状（別紙3）を提出しなければならない。
 - ② 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (7) 開札の日時及び場所
日時・場所については別表1に記載
- (8) 開札
 - ① 開札は、紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
 - ② 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

- ③ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ④ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場した後においては、入札執行官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システム（G E P S）により再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子調達システム（G E P S）による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。

ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

(9) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

- ① 本入札説明書 3の競争参加資格、及び第2章で示す性能・機能・技術能力等（以下「性能等」という）の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たした者であって、入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ当該入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という）が最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、当該入札者の評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- ② 予算決算及び会計令第85条の調査基準価格（予定価格1,000万を超える製造又は役務契約について予定価格の10分の6で設定）を下回る入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、予算決算及び会計令第86条の入札者からの事情聴取等の調査を行う。
- ③ 上記②の調査に係る資料は資料提出要請した日から原則7日以内に提出すること。
- ④ 上記②の調査に応じない者の入札は無効とし、原則として指名停止を行う。
- ⑤ 上記②、③、④は調査基準価格の設定のある案件についてのみ適用するものとする。
- ⑥ 電子調達システム（G E P S）では、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は電子調達システム（G E P S）で電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

1) 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

2) 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

3) 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合

その場で電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

(10) 入札書に関する注意事項

提出された入札書は中部地方整備局競争契約入札心得6条各号に該当する者を除き、有効な入札書として取り扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として無効の訴えを提起できないものとする。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止を行う。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 書留郵便等により契約書を取り交わすことを希望する者は、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に分任支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において分任支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 分任支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 支払の条件

- ① 前金払 無
- ② 部分払 3回以内

(4) 電子入札をすることができるICカードの基準

電子入札を利用することができるICカードは、競争参加資格認定通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から期間を定めて入札・見積権限及び契約権限について委任する期間委任又は個別案件に関する入札・見積権限及び契約権限について委任する個別委任により委任を受けた者のICカードに限る。

(5) 現場説明会

本契約については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書等により履行するものとし、現場説明会は実施しない。

(6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(7) 本入札に係る落札決定及び契約締結の条件は、平成30年度の予算が成立し、予算示達された場合とする。

本入札に係る落札決定および契約締結日は、平成30年4月2日とするが、本入札に係る平成30年度予算成立が平成30年4月2日以降となった場合は、予算成立後最初の開庁日とする。

また暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本入札に係る開札は、落札決定を保留するという条件の上で行うものとする。

(8) その他詳細規定

上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、「中部地方整備局競争契約入札心得 [国土交通省中部地方整備局ホームページ (<http://www.cbr.mlit.go.jp>)]」によるものとする。

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	申請書等の提出期間	平成29年12月19日10時00分から平成30年1月29日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
②	競争参加資格確認通知日	平成30年2月7日までに通知する。
③	入札説明書等に対する質問の提出期間	平成29年12月19日10時00分から平成30年2月9日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	質問に対する回答	平成30年2月14日16時00分までに回答する。
⑤	入札書の提出期間	平成30年2月16日10時00分から平成30年2月19日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑥	開札日時及び場所	平成30年2月26日11時30分 国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所 入札室

第2章 業務の仕様及び総合評価に関する事項

1 業務の仕様

業務の仕様は、別冊特記仕様書のとおりとする。

2 性能・機能・技術能力等に関する事項

(1) 評価項目及び得点配分

総合評価の対象となる項目及び得点配分は、別紙5の評価項目に示すとおりであり、評価基準（技術的要件）の内容について評価する。

(2) 必須項目

必須項目は次のとおりとする。

- ① 配置予定管理技術者の到着時間・・・4時間以内
- ② 業務実施方針・・・全ての項目の提案が提出されており、かつ、1項目でも不適切な提案がないこと。

必須とする評価項目については、本入札説明書及び別冊特記仕様書に示す最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、満たしていない者については不合格とし、入札への参加を認めない。

(3) 評価方法

- ① 必須とする項目については、本入札説明書及び別冊特記仕様書に示す最低限の要求要件を満たしている場合に限り、基礎点を付与する。
- ② 必須とする項目のうち最低限の要求要件を超える項目、及び必須とする以外の項目について、別紙5の総合評価基準に従い評価する。
- ③ 上記①及び②の合計点を入札価格で除して得た数値（評価値）の高いものを優位に評価する

(4) 総合評価のための書類

本入札の参加希望者は、総合評価のための書類（様式-5～11）を提出すること。
提出期間は、第1章 別表1①の申請書等の提出期間のとおり。

3 特記仕様書等に関する照会先

〒395-0024 長野県飯田市東栄町3350
国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所 契約担当
電話 0265-53-7201 FAX 0265-53-7213
E-mail: cbr-keiikok@mlit.go.jp

紙入札方式参加願

1. 件 名 平成30年度 飯田国道電気通信施設保守業務

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加を致します。

平成 年 月 日

資格審査登録番号

企業郵便番号

企業住所

企業名称

代表者役職 (受任者役職)

代表者氏名 (受任者氏名)

印

電子くじ番号

(連絡先)

担当部署

担当者氏名

担当者電話番号

担当者FAX番号

担当者メールアドレス

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 飯田国道事務所長 中平 浩文殿

- * 1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。
- * 2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の3桁の数字を記載する。

別紙 2

入 札 書

〒

ただし、平成 3 0 年度 飯田国道電気通信施設保守業務

中部地方整備局競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人

印

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局 飯田国道事務所長 殿

委 任 状

私は (使用印鑑 印) を代理人と定め、貴職の発注した 平成30年度 飯田国道電気通信施設保守業務に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札並びに見積を行うこと。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局 飯田国道事務所長

殿

別紙 4

競争参加資格確認資料及び総合評価のための書類 作成要領

競争参加資格確認資料及び総合評価のための書類は以下のとおりであり、様式－1に示す「競争参加資格確認申請書」に添付して、提出しなければならない。

1. 提出書類

提出する書類は以下によるものとする。

項 目	記 載 方 法
ア. 入札説明書第1章3(8)に定める履行実績を記載した書面	1. 記入様式は様式－2とし、以下の書類を添付すること。 ① 契約書の写し(件名、発注機関、履行場所、契約金額、履行期間が確認できる部分) ② 特記仕様書(業務内容及び履行設備が確認できる部分) ③ 実績の案件が完了したことを確認できる検査結果通知書の写し又はこれに代わるもの(相手方の受領が明記された書面、振込通知書等) 2. 保守業務、点検業務、製造の履行実績は、本入札説明書第1章3(8)に示す業務について、該当する1件を記載すること。
イ. 入札説明書第1章3(9)に定める配置予定管理技術者の業務経歴、資格及び主たる勤務地等を記載した書面 ウ. 入札説明書第1章3(9)に定める配置予定管理技術者の手持ち業務量を記載した書面	1. 記入様式は、様式－3及び4とし、様式－3には以下の書類を添付すること。 ① 経歴に記載した業務への従事状況が確認できる書類(管理技術者通知書、業務計画書における体制表等) ② 資格証の写し 2. 業務経歴(経歴)は、入札説明書第1章3(8)(イ)の①～⑭における業務について、必要な年数を満足することが確認できるように記載すること。 3. 複数の配置予定管理技術者を申請する場合は、各申請者について様式－3及び4を提出すること。 4. 手持ち業務量は、入札説明書第1章3(9)⑧に示す業務について記載すること。
エ. 入札説明書第2章2(4)で示す総合評価に関する提出資料	1. 記入様式は、様式－5～11とする。 2. 評価項目、配点(相対重み)及び評価基準は、別紙5のとおりとする。 3. 記載方法は、各様式に示すとおりとする。

総合評価基準

[調達案件名] 平成30年度 飯田国道電気通信施設保守業務

区分 (大項目)	評価項目 (中項目)	相対 重み	得点 配分	評価項目 (小項目)	評価基準 (技術的要件)	評価 適用	提出資料の内容	備考
必須項目	1.コスト	/		入札価格		○	入札書	
	(基礎点)			100	100	入札説明書で規定する様式	入札説明書の要件を満足すること	○
必須とする項目の内最低限の要求要件を超える項目・必須とする項目以外の項目	2.性能・機能・技術能力等	10	5	①配置予定管理技術者の到着時間	評価対象電気通信サービスの配置予定管理技術者の常駐場所からの到着時間について評価	○	当該電気通信サービスの配置予定管理技術者の常駐場所からの到着時間を示す資料	提出資料 様式-5
			5	②配置予定技術者の保有資格	評価対象電気通信サービスの配置予定管理技術者の保有資格について評価	○	当該電気通信サービスの配置予定管理技術者の保有資格を示す資料	提出資料 様式-6
			-	③その他	-	-	-	-
	2-2.アフターサービス	-	-	-	-	-	-	
	2-3.技術能力等	50	5	①品質管理検査体制	評価対象電気通信サービスの品質管理検査体制について評価	○	当該電気通信サービスの品質管理検査体制を示す資料	提出資料 様式-7
			5	②履行実績	評価対象電気通信サービスに関する履行実績について評価	○	当該電気通信サービスに関する履行実績を示す資料	提出資料 様式-8
			10	③配置予定管理技術者の履行実績	評価対象電気通信サービスの配置予定管理技術者の履行実績について評価	○	当該電気通信サービスの配置予定管理技術者の履行実績を示す資料	提出資料 様式-9
			30	④業務実施方針	評価対象電気通信サービスの業務実施方針について評価	○	当該電気通信サービスの業務実施方針についての提案資料	提出資料 様式-10
			-	⑤その他	-	-	-	-
	3.その他	3	3	①ワーク・ライフ・バランス	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定状況の評価	○	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定状況を示す資料	提出資料 様式-11
			-	-	-	-	-	-
-			-	-	-	-	-	
合計			163					

※1 評価項目は、評価適用欄に○で示す項目のみが評価され、それ以外は評価されない。
 ※2 評価基準、提出資料の内容欄において、別途明記等と表現されている項目については入札説明書等に添付される資料によるものとする。
 ※3 相対重み欄で示される値は、本調達案件の総合評価における各項目(中項目)の重み付けを示す。
 ※4 評価基準及び提出資料については、様式5～11で示す。

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 飯田国道事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成29年12月18日付けで入札公告のありました「平成30年度 飯田国道電気通信施設保守業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記Ⅰの書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容及び下記Ⅱについては事実と相違ないことを誓約します。

記

Ⅰ 添付書類

- 1 平成28・29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し
- 2 入札説明書 第1章 3（8）に定める履行実績を記載した書面（様式－2）
- 3 入札説明書 第1章 3（9）に定める配置予定管理技術者について記載した書面（様式－3、4）
- 4 入札説明書 第2章 2（4）に定める総合評価のための書類（様式－5～11）

Ⅱ 誓約事項

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと
- 2 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと

連絡先 担当部署
担当者氏名
T E L
F A X

履 行 実 績

件名	.
発注機関名	
履行場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
業務内容	
履行設備名称	
契約金額	
履行期間	

注1) 記載した履行実績に係る以下の書類を添付すること。

- ① 契約書の写し（件名、発注機関、履行場所、契約金額、履行期間が確認できる部分）
- ② 特記仕様書（業務内容及び履行設備が確認できる部分）
- ③ 実績の案件が完了したことを確認できる検査結果通知書の写し又はこれに代わるもの（相手方の受領が明記された書面、振込通知書等）

注2) 「履行設備名称」欄には、本入札説明書 3（8）（イ）に示す設備名を記載すること。

配置予定管理技術者の業務経験、資格及び主たる勤務地等

配置予定管理技術者氏名		
経歴	件名	
	発注機関名	
	履行場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	業務内容	
	履行設備名称	
	契約金額	
	履行期間	
経歴	件名	
 (以下、必要な年数分の経歴を記載すること)
資格	資格名	〇〇〇〇〇〇

様式－4

配置予定管理技術者の手持ち業務量

業務名	発注機関	履行期間	契約金額
〇〇点検業務	国土交通省〇〇事務所		
〇〇保守業務			
(契約金額合計)			(〇〇,〇〇〇)

注1) 複数の配置予定管理技術者を申請する場合は、各技術者について本様式を作成し提出すること。

配置予定管理技術者の到着時間

件名

配置予定管理技術者の到着時間

[時間、分]

配置予定管理技術者の常駐場所（主たる勤務地）

住所：

部署名：

連絡先：

到着までに要する時間の計算内訳

--

注(1) 配置予定管理技術者の到着時間の記載欄には、配置予定管理技術者の常駐場所（主たる勤務地）から発注者の庁舎までの移動に要する時間を小数点第2位まで（第3位以下切り捨て）求めて記載するとともに、到着までに要する時間の計算内訳にその算出根拠を記載すること。

（最後に分未満は切り捨てる）

(2) 到着時間の計算方法は、以下のとおりとする。

① 条件は平日午前10時に連絡を受け、その時点から発注者の庁舎までの移動に要する時間とする。なお、配置予定管理技術者の常駐場所（主たる勤務地）（建物）内の移動時間及び発注者の庁舎内の移動時間は含まないものとする。

② 鉄道、バス等は、時刻表等の公表時間で計算する。乗り継ぎ時間は鉄道、バスは15分（1回あたり）とする。

③ 自家用車、タクシーについては、一般道路30km/h、高速道路80km/h、都市高速道路50km/h（名古屋高速の80km/h区間も含む）とする。

④ 配置予定管理技術者の常駐場所（主たる勤務地）から発注者の庁舎までのルートを明確にすること。（様式－3の記載例を参照）

(3) 複数の配置予定管理技術者を申請する場合は、配置予定管理技術者ごとに本様式等を提出すること。また、複数の提出があった場合は、最も時間を要するもので評価する。

(4) 到着までに要する時間の計算内訳及びその算出根拠が確認できない場合又は不明確な場合は、評価点を付与しない（0点とする）。

(5) 到着時間が

① 0.4h（24分）以内の場合は、5点

② 0.8h（48分）以内の場合は、4点

③ 1.2h（72分）以内の場合は、3点

④ 1.6h（96分）以内の場合は、2点

⑤ 2.0h（120分）以内の場合は、1点

の評価点を付与するものとし、2.0hを超える場合の評価点は、0点とする。

配置予定管理技術者の保有資格

件名

配置予定管理技術者の保有資格

- ・技術士(総合技術監理部門(選択科目は「電気電子」に限る)) (有・無)
- ・技術士(電気電子部門) (有・無)
- ・第一級総合無線通信士 (有・無)
- ・第一級、第二級陸上無線技術士 (有・無)
- ・第一種、第二種電気主任技術者 (有・無)
- ・一級電気工事施工管理技士 (有・無)

注

- ・各資格の有無を○で記入する。
- ・複数の配置予定管理技術者について資料提出があった場合には、配置予定管理技術者の到着時間、配置予定管理技術者の履行実績及び配置予定管理技術者の保有資格の合計した評価点が最も低い者を評価の対象とする。(複数の配置予定管理技術者の場合、区別できるように提出されたい)
- ・資格を有する場合は5点の評価点を付与するものとし、当該資格を有しない場合の評価点は0点とする。(複数保有する場合であっても、評価点は、5点となります。)
- ・様式3で、資格(免許)の写し等を添付していない場合は、本様式で添付すること。

品質管理検査体制

件名

ISO 9001の認証 有・無

認証取得サービスの内容

--

注

- ・ ISO 9001 の認証の欄には、認証の有無を○で記載する。
- ・ ISO 9001 認証の事業所の単位は、当該電気通信サービスの提供に直接関連する事業所に限定するものとする。
- ・ ISO 9001 の認証で有に○を付した場合には、当該認証取得サービスの内容（サービス対象の設備、機器等）を記載するとともに、当該認証の写しを添付資料として提出するものとする。
- ・ ISO 9001 の認証の有無、当該認証取得サービスの内容、当該認証の写しが確認できない場合又は不明確な場合は、評価点を付与しない（0点とする）。また、当該認証取得サービスの内容（サービス対象の設備、機器等）が電気通信機器に該当しない場合も評価点を付与しない。
- ・ ISO 9001 の認証を有する場合は5点の評価点を付与するものとし、当該認証を有しない場合の評価点は0点とする。

履 行 実 績

件名

元請履行実績設備数 [設備]

履行実績設備の内訳

設 備 名	具 体 的 な 装 置 ・ 設 備	元請として履行実績を有する装置・設備	元請履行実績設備
ネットワーク設備	WDM		
	デジタル端局装置 (RPR又はMPE)		
	L3-SW		
多重無線設備	多重無線通信装置		
	FWA無線通信装置		
端局設備	デジタル端局装置		
	データ回線終端装置		
遠方監視設備	遠方監視制御装置		
	専用通信網監視制御装置		
交換設備	自動電話交換装置		
	VoIP交換装置		
長距離 (30km以上)用 光伝送設備	デジタル端局装置 (SDH)		
	管理施設用小容量光伝送装置 (PON)		
	情報コンセント (FASTイーサネット方式)		
	光ファイバ線路 (中央) 監視装置		
	光ファイバ線路 (統括・中央) 管理装置		
	光ファイバケーブル線路		
移動体通信設備	超短波無線電話装置		
	K-COSMOS装置		
	画像伝送受信装置 (ヘリテレ用)		
模写伝送設備	蓄積同報装置に限る		
衛星通信設備	衛星通信装置		
	Ku-SAT		

注(1) 当該電気通信サービスの具体的な装置・設備毎に「元請として履行実績を有する装置・設備」欄に○印を付すとともに、当該履行実績を証明する資料(契約書、仕様書、履行計画書等)を提出するものとする。なお、履行実績は平成14年度以降の実績とする。

(2) 「元請として履行実績を有する装置・設備」欄に○印が一つでもあれば、「元請履行実績設備」欄に○印を付し、その合計の数を「元請履行実績設備数」欄に記載する。

(3) 当該履行実績を証明する資料で「元請として履行実績を有する装置・設備」が確認できないものが一つでもある場合は、評価点を付与しない(0点とする)。

(4) 当該電気通信サービスの対象設備(ただし、電気通信機器に限る。)に対する供給者が元請として保守業務又は点検業務を履行した実績のある設備の割合が100%の場合は5点、80%以上の場合は4点、60%以上の場合は3点、40%以上の場合は2点、20%以上の場合は1点の評価点を付与するものとし、20%未満の場合の評価点は0点とする。

配置予定管理技術者の履行実績

件名

配置予定管理技術者の氏名

管理技術者履行実績月数合計 [月]

履行実績の内訳

設備名	具体的な装置・設備	管理技術者としての履行実績を有する装置・設備				
		件名：	件名：	件名：	件名：	件名：
ネットワーク設備	WDM					
	デジタル端局装置 (RPR又はMPE)					
	L3-SW					
多重無線設備	多重無線通信装置					
	FWA無線通信装置					
端局設備	デジタル端局装置					
	データ回線終端装置					
遠方監視設備	遠方監視制御装置					
	専用通信網監視制御装置					
交換設備	自動電話交換装置					
	VoIP交換装置					
長距離 (30km以上) 用 光伝送設備	デジタル端局装置 (SDH)					
	管理施設用小容量光伝送装置 (PON)					
	情報コンセント (FASTイーサネット方式)					
	光ファイバ線路 (中央) 監視装置					
	光ファイバ線路 (統括・中央) 管理装置					
	光ファイバケーブル線路					
移動体通信設備	超短波無線電話装置					
	K-COSMOS装置					
	画像伝送受信装置 (ヘリテレ用)					
模写伝送設備	蓄積同報装置に限る					
衛星通信設備	衛星通信装置					
	Ku-SAT					
管理技術者としての履行実績月数 [月]						

注(1) 当該電気通信サービスの配置予定管理技術者が管理技術者等として電気通信機器に係る**保守業務又は点検業務の実績**を有する場合、その案件毎の対象設備について「管理技術者として履行実績を有する装置・設備」欄の該当する設備に○印を付す(該当する設備が1つ有れば、評価の対象とするので○印を付す設備は1つで良い)とともに、管理技術者等として従事した月数を「管理技術者としての履行実績月数」の欄に記載し、その合計を「管理技術者履行実績月数合計」欄に記載する。

なお、本様式に収まらない場合は、別紙として同様に記載すること。おって、管理技術者等とは、国土交通省にあっては管理技術者、国土交通省以外にあっては、業務の管理及び統括等を行う者をいう。

- (2) 個々の案件の履行実績の月数の算定にあたっては、1ヶ月未満は1ヶ月に繰り上げて算定するものとする。
- (3) 案件毎に当該履行実績を証明する資料(契約書、仕様書、履行計画書等)を提出(業務件名、管理技術者の氏名、履行実績を有する装置・設備等が記載されている部分の資料提出で可)するものとする。なお、履行実績は平成14年度以降の実績とする。
- (4) 複数の配置予定管理技術者を申請する場合は、配置予定管理技術者毎に本様式及び履行実績を証明する資料を提出するものとし、その場合は、最も低い配置予定管理技術者の評価点を採用する。(複数の配置予定管理技術者の場合、区別できるように提出されたい)
- (5) 複数の業務を兼務して管理技術者等として従事した場合は、従事期間が最も長い業務を履行実績として記載すること。
- (6) 当該履行実績を証明する資料で「管理技術者として履行実績を有する装置・設備」が確認できないものが一つでもある場合は、評価点を付与しない(0点とする)。
- (7) 管理技術者履行実績月数が60ヶ月の場合は10点、48ヶ月以上の場合は8点、36ヶ月以上の場合は6点、24ヶ月以上の場合は4点、12ヶ月以上の場合は1点の評価点を付与するものとし、それ以外の場合の評価点は0点とする。

業務実施方針

件名

本業務において必要となる以下の3つの項目について、項目毎にそれを踏まえた、業務実施方針についての提案を箇条書きにて記述すること。

業務実施方針テーマ	① 保守者の社内教育
テーマ設定の解説	本業務の履行対象設備には、防災上重要である様々な電気通信機器（IPネットワーク機器を含む。）があることから、保守者の技術レベル向上により安定的な業務履行を図る取り組みが必要である。
評価基準	受注者として、技術力向上につながる取り組みの具体的な記載があり、その内容が有効な提案の場合に評価する。
ポイント1	保守者の技術レベル向上につながる『目的・方針』が記載されている
ポイント2	その『目的・方針』を達成するための『取り組み内容』が具体的に記載されている
ポイント3	その『取り組み内容』について、実施時期や頻度が具体的に記載されている

業務実施方針テーマ	② 点検時（総合点検、個別点検、臨時点検）の実施手順
テーマ設定の解説	本業務は、天候や臨時点検の対応などにより、予定工程に変更が生じやすい業務である。 点検は、決められた周期で実施する必要もあることから、予定工程の大幅な遅れは問題であり、また、安全確保の観点から無理な作業や工程は、望ましくない。 このため、遅延を防止する対策等が重要である。
評価基準	工程が狂い、予定工程に戻す（遅延を防止する）ために、次のような内容で、具体的な記載があり、その内容が有効な提案の場合に評価する。 ・（事前の）対策、対応方法として工夫があるもの ・（既にある）取組み等が具体的であるもの
ポイント1	予定工程に戻すための『取り組み内容』が記載されている
ポイント2	その『取り組み内容』に対して、具体的な対応策、対応時期（適用のタイミング）などが記載されている

業務実施方針テーマ	③ 技術的所見の整理方法
テーマ設定の解説	<p>「技術的所見」とは、本業務において実施する点検、修理の完了後に受注者が作成し、業務の成果品として提出するものであるが、施設の保全の観点からも重要な資料である。</p> <p>この技術的所見の取りまとめ（整理方法）について、よりよい活用方法（手法）の提案を求めるものである。</p>
評価基準	<p>提案される技術的所見の取りまとめ（整理方法）が、今後の「施設の保全」に、よりよい活用方法（手法）となると思われる具体的な記載がある場合に評価する。</p>
ポイント 1	<p>今後の「施設の保全」に、よりよい活用方法（手法）となると思われる『取り組み内容』が記載されている</p>
ポイント 2	<p>その『取り組み内容』について、実施時期、実施方法、提供方法（媒体）などが具体的に記載されている。（項目数は、問わない）</p>

注

(1) 記述方法は以下のとおりとし、新たに見出しを付けたり、項目分類を行わないこと。

- ①……のため、……を行う。(200字以内)
- ②……のため、……を行う。(200字以内)
- ③……のため、……を行う。(200字以内)

(2) 提案した内容について、それを証明する資料等がある場合は提出すること。

【配点】

- ・3項目全ての提案が不適切でなく、すべて有効な場合は、30点
- ・3項目全ての提案が不適切でなく、そのうち2項目の提案が有効な場合は、20点
- ・3項目全ての提案が不適切でなく、そのうち1項目の提案が有効な場合は、10点
- ・いずれにも該当せず、かつ、欠格でない場合の評価点は0点とする。

ただし、未提出の提案が1項目以上ある又は、1項目でも不適切な提案がある場合は欠格とする。

ワーク・ライフ・バランス

件名

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- (1) 1段階目の認定を取得(※1)しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【該当 ・ 該当しない】
- (2) 2段階目の認定を取得(※1)しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【該当 ・ 該当しない】
- (3) 3段階目の認定を取得(※1)している。 【該当 ・ 該当しない】
- (4) 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出を(※2)しており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である 【該当 ・ 該当しない】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- (1) 「くるみん認定」(旧基準)を取得(※1)している。 【該当 ・ 該当しない】
- (2) 「くるみん認定」(新基準)を取得(※1)している。 【該当 ・ 該当しない】
- (3) 「プラチナくるみん(特例)認定」を取得(※1)している。 【該当 ・ 該当しない】

3. 青少年雇用促進法に基づく認定

- (1) 青少年雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)を取得(※1)している。 【該当 ・ 該当しない】

※1:「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合は、「認定を取得」を「認定に相当」に読み替える。

※2:「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合は、「策定・届出を」を「策定している状態に相当」に読み替える。

注

- 各認定等の該当、該当しないを○で記入する。
- 各認定等で該当に○を付した場合には、それぞれ該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を資料として提出するものとする。
- 各認定等で該当に○を付し、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し)を資料として提出するものとする。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等(以下「女性活躍」)3段階目の認定を取得している場合は3点、女性活躍2段階目又は次世代育成支援対策推進法に基づく認定(以下「次世代法」)プラチナくるみんもしくは青少年雇用促進法に基づく認定ユースエール認定を取得している場合は2点、女性活躍1段階目又は女性活躍一般事業主行動計画を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である場合もしくは、次世代法くるみんの認定(旧基準又は新基準)を取得している場合は1点の評価点を付与するものとし、当該認定に該当しない場合の評価点は0点とする。